



## 「弁論更新」にて、新裁判官にこれまでの争点を説明



第6回期日の法廷に向かう原告と支援者たち

2026年4月20日（月）午後2時半より、名古屋地方裁判所2号法廷にて、若者気候訴訟の第6回口頭弁論期日が開かれました。

今回も傍聴席は満席となり、抽選が行われるほど多くの方にお集まりいただきました。皆さまのご関心と熱いご支援に、改めて深く感謝申し上げます。

被告らは全員Web参加でしたが、原告側は原告・代理人が法廷に多数出頭しました。被告らはそれぞれ準備書を提出し、これまでの原告らの主張への反論を行いました。

今回は裁判官の一部交代（新右陪席：細川八重裁判官）があったた

め、これまでの審理内容を新しい裁判官に説明し直す「弁論更新」の手続きが行われました。通常は「更新します」とひと言述べるだけで終わるところ、私たちはこれまでの争点をわかりやすく整理したプレゼンテーションを実施しました（小島弁護士が担当しました。内容は2頁で解説します）。

次回、第7回口頭弁論期日は、なんと提訴日と同じ8月6日（木）午後2時半からになります。提訴2周年を記念した報告集也会も企画中です。

ぜひ多くの方に足を運んでいただけますよう、ご参加をお待ちしております！



期日報告会の後は、参加者とともに名古屋駅前で気候危機について伝えるスピーチ・アクションも実施しました。

### 今回のニュースレター 目次

弁論更新プレゼンの内容	P.2
原告からの第6回期日報告	P.3
お知らせ	P.4
2周年の年表を公開	P.4
イベント案内	P.4

## 第7回期日は 2026年8月6日（木）14:30

若者気候訴訟の第7回口頭弁論期日は、2026年8月6日（木）14:30から、名古屋地方裁判所にて開かれます。裁判はどなたでも傍聴することができます。期日の終了後は、裁判所近くの会場にて報告会も開催します。ぜひ傍聴席から応援をお願いします！（詳細は4ページ）

## 解説 弁論更新プレゼンの内容

### —私たちは何を訴えているのか

弁護団 小島 寛司

巻頭でお伝えしたとおり、今回4月20日の期日の中心は「弁論更新のプレゼンテーション」でした。裁判官が交代した際、新しい裁判官にこれまでの審理の経緯と争点を伝えるこの手続き、通常は形式的に済ませることがほとんどです。しかし私たちは、法廷に集まってくださっている傍聴者の皆さんにも、そして何より新しい裁判官にも、この訴訟の本質をきちんと理解してもらいたいという思いから、争点を整理したプレゼンを行いました。

まず、「何を削減させようとしているのか」という定義の問題があります。

原告らが被告（電力会社）に削減を求める二酸化炭素の排出量については、被告単体の排出だけでなく、その100%子会社・グループ会社の排出量も含み、さらに他社に発電させて受電した分も含むべきだという立場を明確にしています。この定義に基づいて2019年の排出量を試算し、2030年・2035年の削減目標を明示するよう求めています。被告らははまだ十分な回答をしていません。そもそも被告らの反論は、原告らの主張に正面から向き合ったものとはならず、代理人が法廷に来ないことにも象徴されるように、気候変動の深刻な被害に対して真摯に向き合っているとは言えない状況です。

また、裁判所による争点の整理や訴訟の進行についても、私たちとしては十分とは言えないと感じており、そのことを強調しました。

この訴訟には、大きく分けて三つの争点があります。

- ① 将来の話を今裁判で判断できるか（被告らは「削減が求められる時期はまだ先の話であり、今は判断すべきでない」として却下を求めています）
- ② 民法709条（不法行為）に基づいて排出差止めを求めることができるか
- ③ 被告らの不十分な排出削減が不法行為にあたり、削減を命じることができるか

—この三点をめぐる、双方の主張が続いています。

②については、被告らは「民法709条に基づく差止はそもそも認められない」と主張しています。しかし私たちは、気候変動がもたらす被害の深刻さを強調しました。気候変動には「ティッピング・ポイント」、すなわちある閾値を超えると後戻りできない劇的かつ不可逆的な変化を引き起こす臨界点があり、それが2030年代にも訪れうると指摘されています。取り返しがつかなくなる前に手を打つ必要があ

ること、だからこそ今まさに裁判所が判断すべき問題であることを、改めて強く訴えました。

もう一つ、今回特に強調したのが「清浄で健康的かつ持続可能な環境への権利」です。

不法行為に基づく差止を求めるためには、原告らの「権利または法律上保護される利益」が侵害されるおそれ、つまり被害が発生する相当程度の可能性が必要です。この「守られるべき権利」として私たちが挙げるのが、「清浄で健康的かつ持続可能な環境への権利」です。

2022年7月の国連総会では、この権利を人権として認める決議が反対ゼロで採択され、日本政府も賛成しました。さらに2025年7月には国際司法裁判所の勧告的意見においても、清浄で健康的かつ持続可能な環境への権利は他のすべての人権の享受に不可欠であると結論づけられました。危険な気候変動がこの権利を侵害するならば、それは当然「法律上保護される利益の侵害」にあたるはずで

新しい裁判官は、プレゼンをきちんと聞いてくれたように感じました。しかし被告らは変わらず、①今は判断すべきでない、②民法709条に基づく差止はそもそも認められない、③自分たちの排出量は地球規模でみれば小さく、やるべきことはやっているので違法ではない、という主張を繰り返しています。

今後は、気候科学やティッピング・ポイント、電力部門の排出削減策について専門家の意見書を提出し、さらに詳細な主張を展開していく予定です。

次回8月6日の期日へ、是非法廷でともに裁判官に想いを届けましょう。



第6回期日の報告会終了後の、参加者との記念撮影

## 報告 提訴から1年半の想いと共に臨んだ意見陳述と、市民と未来を語り合った報告会

4月20日、私は名古屋地方裁判所にて、口頭弁論を行いました。会場には今回もたくさんの傍聴者にお越しいただきました。当時、私は広島に住んでいたのですが、私の陳述を見るために3名の知人も広島から来てくれました。3月8日にはパタゴニア広島にて「広島気候会議」が行われ、市民の間でも気候変動について会話する場が増えるなど、地元でも気候変動や気候訴訟の関心の高まりを感じ、非常に嬉しく思いました。

私は1年半、原告として名古屋地裁に足を運んできましたが、実際に陳述を行うのは初めてで、始まる前は非常に緊張していました。行きの新幹線では事前に用意した原稿を何度も読み返し、特に伝えたい部分に下線を引いたり、自然な発表ができるように、息継ぎの場所を定めたりしながら、入念な準備を行いました。

ここで、私が陳述にかけた思いを書きたいと思います。

まず私は「皆さんには、大切な人がいますか？」と被告・裁判官に問いました。何かに対して相反する意見を折衷するためには、お互いにとっての便益を確認し、歩調を合わせていくことが肝要だと私は考えています。「1.5℃目標に準拠するCO<sub>2</sub>削減目標を策定しろ」という原告の意見と「我々にその責任はない」とする被告の意見をうまくまとめていくためには、「お互いの大切な人のために今、行動を起こしていきませんか。」という新たな軸で考えることを提起しました。

次に私は自分の背景と、原告となったきっかけを伝えました。私は東北大学の農学部で研究し、多くの地元農家と対話を重ねてきました。ここでは、高温障害や早魃、洪水が農家や農作物に大きな影響を与えていること、そしてそ



報告会では、参加者とともにアイデアを出し合うワークショップも実施しました



原告  
時任晴央さん

大切な人のために今、行動を起こしませんか

の被害は私の暮らしにも影響していること、その深刻さは年々増していることなどを伝えました。

最後に、私は「私は気候変動が深刻化するこの世界で、幸せに暮らすことを想像できないのです。(中略)これから生まれる将来世代が、絶望の中でも幸せに生きたいという切実な想いが込められている訴訟なのです」と伝えました。ここまで赤裸々に自分の気持ちを伝えることは私にとってかなりの勇気が必要なことでしたが、少しでもその思いが被告、そして裁判官に伝わってほしいと強く望んでいます。

報告会では訴訟の争点の説明や意見陳述の解説を行った後、会場にお越しいただいた方と一緒にワークショップを行いました。ワークショップでは、現状の課題と今からできることを付箋に書いて出し合い、議論しました。訴訟への注目を集め続けるために何ができるか、訴訟は難しく、自分事化できないというハードルをどう和らげていくか、といった議論は新たな考えや気づきを与えてくれ、次回以降の活動のヒントを多く得ることができました。

次回の口頭弁論期日は、提訴してからちょうど2周年に当たります。本訴訟を通して、少しでも明るい未来を将来世代に残すべく、これからも原告・弁護団一同頑張っていきますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願いいたします。

第6回期日報告会の録画や資料はウェブサイトからご覧ください。

<https://youth4cj.jp/blog/2026/04/24/6th-court-date-news/>



# 傍聴席から応援をお願いします！

～第7回期日・報告会へご参加ください～

今回の口頭弁論期日は、2026年8月6日（木）14時30分から、名古屋地方裁判所において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。裁判の傍聴に大勢の人が訪れることで、裁判官やメディアに対し、この訴訟が社会から注目されていることを伝えることができます。自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、傍聴席からぜひ応援してください。期日終了後は近くの会場で報告会も開催します。

## 【第7回口頭弁論期日】

日 時：2026年8月6日（木）

13:15～13:30頃 傍聴整理券配布（定員を超える場合は抽選）

13:45～ 入廷行動

14:30～ 第7回口頭弁論期日

※入廷行動は時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

内 容：原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述

場 所：名古屋地方裁判所

定 員：100名程度（満員の場合、抽選）

## 【報告会】

日 時：2026年8月6日（木）16:00頃～17:30頃

※時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

場 所：KKRホテル名古屋 3F 蘭の間（名古屋市中区三の丸1-5-1）

& Zoom オンライン配信

申込み：オンライン参加のみ、要事前申込み

申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



## 2周年の年表を公開

### 「明日を生きるための若者気候訴訟のこれまで」

明日を生きるための若者気候訴訟が2024年8月6日に提訴されてから、もうすぐ2年となります。原告・弁護団のこれまでの歩みを振り返る特設年表を公開しました！

大手電力10社を相手に科学的な排出削減を求め、法廷で訴えを重ねてきた若者たちの軌跡や、国内外での連帯の様子をまとめています。私たちの暮らし、そして未来を守るために声を上げた原告たちのあゆみを年表で振り返っていただき、今後も応援の継続をお願いします！



[https://youth4cj.jp/blog/2026/06/29/two-years\\_of\\_yccj/](https://youth4cj.jp/blog/2026/06/29/two-years_of_yccj/)



## イベント案内

### 提訴2周年記念イベント

2026年7月18日（土）14:00-16:00

提訴から2年を迎える8月6日を前に、提訴2周年記念イベントを名古屋+オンラインで開催します！気候変動や気候訴訟の専門家によるレクチャーのほか、若者気候訴訟の原告・弁護団を交えたパネルディスカッションを予定しています。詳細や参加申込はウェブサイトの情報をご覧ください。

場所：名古屋国際センター 5階 第1会議室（オンライン配信あり）

参加費： 無料

詳細・申込： 以下のURLまたはQRコードからご覧ください。

<https://youth4cj.jp/blog/2026/06/29/two-years-event/>



## 若者気候訴訟ホームページをご覧ください

若者気候訴訟のホームページには、期日や関連するイベントなどの最新情報を掲載しています。

ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>

